コンプライアンス規程  
  
  
  
第１条（本規程の目的）  
この規程は、特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ（以下当法人という）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。  
  
第２条（定義） コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。  
  
第３条（適用範囲） 本規程は、当法人の役員・スタッフに適用する。  
  
第４条（推進体制）  
１．当法人は、本規程の実施について責任を負う「実施統括責任者」を任命する。実施統括責任者は、本規程の各項目を推進するため、必要に応じて「実施責任者」を指名できる。  
２．本規程の運営統括部門は、木のねっこ運営部とする。  
  
  
第5条(コンプライアンス違反事案)  
不正発生時 には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び 再発防止策を確実に実施し、その 内容を公表する。

(改廃) 第 ６ 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を得て行う。

附則 本規定は、令和2年1月７日より施行する。